

第二十一号議案

江戸川区立共育プラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区立共育プラザ条例の一部を改正する条例
江戸川区立共育プラザ条例（平成十七年三月江戸川区条例第十一号）の一部を
次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

江戸川区立共育プラザ中央	江戸川区松島一丁目三八番一号
--------------	----------------

別表第二江戸川区立共育プラザ南篠崎の項を次のように改める。

江戸川区立共育プラザ南篠崎		
学習室	音楽室	スポーツルーム

別表第二に次のように加える。

江戸川区立共育プラザ中央		
多目的室（第一）	多目的室（第二）	スポーツルーム

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（江戸川区民センター条例の一部改正）

2 江戸川区民センター条例（昭和四十年十月江戸川区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表 G スタジオの項及び遊戯室の項からこども図書室の項までを削る。

（説明）

江戸川区民センターの施設の一部を利用し、同施設に江戸川区立共育プラザ中央を新たに設置するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。